Webサイト＋ドック スポット診断サービス契約書

有限会社インターログ（以下「当社」といいます）は、Webサイト＋ドック スポット診断サービス（以下「本サービス」といいます）の提供について、次のとおり契約条件を定めます。
お客様は、本契約書の内容を確認・承諾のうえ、当社所定のお申込書を提出するものとします。

第1条　サービスの内容

1. 本サービスは、お客様からご提供いただくWebサーバーのアクセスログを解析し、Webサイトのアクセス状況や問題点などを診断レポートとして提供するサービスです。
2. 本サービスでは、原則として次の7種類の診断レポートを提供します。
   - 全ヒット数とアクセス種別分析
   - 曜日別アクセス分析
   - 時間帯別アクセス分析
   - Bot日別アクセス推移
   - IPアドレス別アクセスランキング
   - 404エラーの発生要因分析
   - リンク切れ分析
3. 解析結果はPDF形式の診断レポートとして、お客様に電子メールまたは当社が指定する方法で納品します。
4. 本サービスはアクセスログに基づく分析であり、Webサイトの脆弱性診断、不正侵入調査、障害修復、Webサイトの改修作業などは含まれません。

第2条　診断対象および解析期間

1. 本サービスの標準診断対象は、1Webサイトとします。
2. 標準解析期間は、連続する1か月分のアクセスログとします。
3. 診断対象のWebサイト、解析対象期間およびその他の条件は、当社が発行するお見積書およびお申込書に記載するものとします。
4. 複数サイトの解析、大容量のアクセスログ、特殊なログ形式など、標準診断範囲を超える場合は、別途お見積もりとします。

第3条　お申し込みおよび契約の成立

1. お客様からのお問い合わせに対し、当社はサービス内容および診断条件を確認したうえで、お見積書とお申込書を送付します。
2. お客様は、本契約書およびお見積書の内容を確認・承諾のうえ、必要事項を記入したお申込書を当社へ返送するものとします。
3. 本契約は、当社がお客様からの申込書を受領し、その内容を確認して受諾した時点で成立するものとします。

4. 契約成立後、当社はお客様にアクセスログの提供方法をご案内します。

第4条　アクセスログの提供

1. お客様は、診断対象Webサイトのアクセスログを、当社が指定または合意した方法により提供するものとします。
2. お客様は、当該アクセスログを当社へ提供し、本サービスのために解析させる正当な権限を有するものとします。
3. 当社は、提供されたアクセスログの形式、内容および解析可能性を確認します。
4. アクセスログの欠損、形式の不一致、記録項目の不足などにより解析が困難な場合、当社はお客様に追加資料の提供や診断条件の変更をお願いすることがあります。
5. 必要なログの提供が困難な場合は、お客様と当社が協議のうえ、対応方法を決定するものとします。

第5条　診断レポートの作成および納品

1. 当社は、解析可能なアクセスログを受領した後、診断レポートの作成を開始します。
2. 納品予定日は、アクセスログの受領状況および解析内容を確認したうえで、当社からお客様へご案内します。
3. 当社は、診断レポートをPDF形式で納品します。
4. お客様は、納品された診断レポートについて、受領後10営業日以内にファイルの閲覧可否、対象サイト・解析期間の相違、その他明らかな納品内容の不備を確認し、不備がある場合は当社へ通知するものとします。
5. 当社の責めに帰すべき不備が確認された場合、当社は合理的な範囲で修正を行います。

第6条　サービス料金およびお支払い

1. 本サービスの標準料金は、1Webサイト・1か月分のアクセスログ解析につき、100,000円（消費税別）とします。
2. 消費税は、法令に従って別途申し受けます。
3. 標準診断範囲を超える場合の料金は、別途お見積書に定めます。
4. 当社は、診断レポートの納品後、お客様へ請求書を発行します。
5. お客様は、請求書に記載された支払期限までに、当社指定の銀行口座へ料金をお振り込みいただくものとします。振込手数料はお客様のご負担とします。

第7条　アクセスログの管理および秘密保持

1. 当社は、お客様からお預かりしたアクセスログおよび本サービスに関連して知り得た秘密情報を、適切な安全管理措置を講じて管理します。
2. 当社は、お預かりしたアクセスログを、本サービスの解析、診断レポートの作成およびこれらに付随する業務以外の目的で使用しません。
3. 当社は、法令に基づく場合またはお客様の事前承諾を得た場合を除き、お預かりしたアクセスログおよび秘密情報を第三者に開示しません。ただし、既に公知の情報など、秘密情報に該当しないものは

除きます。

4. 当社は、アクセスログへのアクセスを業務上必要な者に限定し、漏えい、紛失、不正利用などの防止に努めます。
5. 当社は、アクセスログに関する漏えい等の事故を認識した場合、法令上必要な対応を行うとともに、合理的な範囲で速やかにお客様へ連絡し、対応を協議します。
6. 本条の秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとします。

第 8 条　アクセスログの返却および削除

1. 当社は、診断レポートの納品および必要な確認作業の完了後、お預かりしたアクセスログを、別途合意した期限までに削除します。
2. 削除の対象および方法には、当社が管理する作業用ファイル、解析用の複製データなどを含めるものとします。バックアップ等に保存されたデータの取り扱いについては、別途定める運用方針に従います。
3. お客様から希望があった場合、当社は「データ預り証・破棄誓約書」または削除完了を証明する書面を発行します。
4. 法令上の保存義務がある場合など、合理的な理由により直ちに削除できないデータについては、必要な保護措置を講じたうえで、保存の必要がなくなり次第削除します。

第 9 条　診断結果に関する注意事項および免責

1. 本サービスの診断結果は、お客様から提供されたアクセスログに記録された情報に基づくものです。
2. アクセスログの欠損、設定内容、記録項目、解析対象期間などにより、診断できる範囲や精度に制約が生じる場合があります。
3. Bot や不審なアクセスの判定は、ログ上の特徴等に基づく分析であり、不正アクセスや情報漏えいの発生を確定するものではありません。
4. 本サービスは、Web サイトの安全性、問題点の完全な検出、将来の障害やセキュリティ事故の防止を保証するものではありません。
5. 当社は、本契約に関して当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、法令上許される範囲で、通常かつ直接の損害について責任を負うものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合を除き、賠償額の上限は本サービスについてお客様が支払う契約金額とします。

第 10 条　契約の変更・中止・解除

1. 契約成立後に診断対象、解析期間またはサービス内容を変更する場合は、お客様と当社が協議のうえ決定します。
2. お客様の都合により契約を中止する場合、当社は既に実施した作業に相当する費用について、お客様と協議のうえ請求できるものとします。
3. お客様または当社が本契約に重大な違反をし、相当の期間を定めて是正を求めても改善されない場合、相手方は本契約を解除することができます。
4. 契約の中止または解除に伴うアクセスログの取り扱いについては、第 8 条に準じます。

第 11 条　契約期間

1. 本契約は、第 3 条に定める契約成立日から効力を生じます。
2. 本契約は、診断レポートの納品、料金のお支払いおよびアクセスログの削除等、双方の必要な義務が完了した時点で終了します。
3. 本契約はスポット契約とし、自動更新は行いません。
4. 契約終了後も、その性質上存続すべき秘密保持、損害賠償、紛争解決等の規定は引き続き効力を有します。

第 12 条　協議事項および管轄裁判所

1. 本契約に定めのない事項、または契約内容に疑義が生じた場合は、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決するものとします。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所立川支部または東京簡易裁判所立川支部を、訴額に応じた第一審の専属的合意管轄裁判所とします。